

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成24年9月14日

（ 照 会 者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成24年8月22日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者が行おうとする行為は、特段の事情がない限り、貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当せず、同法第3条第1項の登録を受ける必要はないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

照会者が行おうとする行為は、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）」（貸金業法第2条第1項）に該当しないため。

ただし、売買の形式を取りながら、金銭の受渡しのみを行い、当事者間に実際に売買を行う意思が認められないなど、実質的には金銭の貸付けであると認められる特段の事情がある場合にはこの限りではない。

以 上